



平成30年11月22日  
国土交通省東北運輸局

## 青森県のタクシーの運賃改定要請について

平成30年11月21日、青森県青森市のタクシー事業者である新興自動車株式会社 珍田タクシー から、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定要請書が提出されましたのでお知らせします。

なお、青森県において本要請の日から3ヶ月の受付期間を経た後、法人事業者全体車両数の7割を超えた場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

### 記

#### 1. 要請者（平成30年11月21日現在）

法人名：新興自動車 株式会社 珍田タクシー  
住 所：青森市桂木四丁目4番地6

#### 2. 運賃改定要請の概要

##### 【初乗運賃及び加算運賃】

(要請) 普通車1. 2kmまで660円、271mごとに90円加算

※小型車と中型車の車種区分を統合して普通車とするもの

(現行) 小型車1. 5kmまで660円、339mごとに90円加算

中型車1. 5kmまで670円、289mごとに90円加算

#### 3. 運賃適用地域

青森県（青森県内の全営業区域）

#### 4. その他参考

運賃適用地域における事業者数	107者
〃 車両台数	2,446台

（平成30年11月21日現在）

##### 【留意事項】

①要請（申請）受付期間は3ヶ月間で平成31年2月20日までですが、青森県における要請（申請）書を提出した法人タクシー事業者の合計車両数が7割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。

②標準処理期間は要請（申請）受付期間終了後5ヶ月ですが、所要書類の提出や補正に期間を要した場合、改定スケジュールは遅れていきます。そのため、改定時期については審査終了後、運輸局でその時期を決めます。



東北運輸局マスコット  
“とうほくろっ犬”

##### 《問い合わせ先》

東北運輸局自動車交通部旅客第二課 日脇・林  
Tel 022-791-7530